

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：高知県教育委員会

令和8年7月16日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.2%
全職員	95.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	101.8%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	95.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.2%
31～35年	95.0%
26～30年	93.3%
21～25年	93.7%
16～20年	94.9%
11～15年	87.7%
6～10年	84.7%
1～5年	90.5%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、雇用形態が常勤以外の職員については、勤務時間に応じて人数換算しており、また、期末手当が支給されない職員（週当たり勤務時間が15時間30分未満の職員）は集計外としている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」に女性が1名であることから、公表から除外している。